

広島県告示第七百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和元年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

三次市吉舎町吉舎川之内字段一七三、一七六、字小丸甲一七八、丙一七八、一七九、字東田乙二三八、字大平山甲一〇〇三二、一〇〇三三の一、一〇〇三四の一、一〇〇三四の二、一〇〇三六

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のおりとする。

（「次のおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）